第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	から	に特定交付見込額を加算した額から
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	及び石油ガス譲与税	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令
	第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
	基準財政収入額	基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
	及び地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十九年度及び」を削る。

附則第十六条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「附則第九条第二項及び第十一条」を「附則第九条第一項及び第十条」に改める。

附則第十七条の見出し中「及び平成三十一年度」を削り、同条中「及び平成三十一年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改める。

附則中第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

附則第十八条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条　平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

2　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「及び平成三十一年度」を削り、同条中「及び平成三十一年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十九条」に、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第七条中「附則第十九条」を「附則第二十条」に改める。

附則第八条中「附則第二十条」を「附則第二十一条」に改める。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第九条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。